

母子家庭は、年収が200万円未満のシングルマザーが全体の6割を占めることから分かるように多くが貧困の中にあります。私たちが望む誰もが「健康で文化的な最低限度の生活を営む」（憲法25条）ことのできる社会を実現しようとするとき、女性と子供の貧困は、避けて通れない課題です。また女性と子供が安心して暮らしていける社会は、誰にとっても生きやすい社会であるといえます。

今回私たちは、ソーシャルワーカーとして、また自らもシングルマザーとして、その実情をつぶさに見てこられた池田まきさんと、憲法の観点から女性と子供の人権に熱いまなざしを注いでこられた弁護士の池田賢太さんをお招きし、厚別と江別の2会場で、女性と子どもの貧困について一緒に掘り下げてみたいと思います。



## 池田まきさんプロフィール

1972年5月24日 東京都板橋区生まれ。札幌市厚別区在住。  
シングルマザーとして2人の子どもを育てながら、板橋区役所福祉事務所に14年間勤め、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、ヘルパー1級、防災士などの資格を取得  
「福祉は政治」と政治を志し、2011年北海道へ移住。  
北海道NPO被災者支援ネット（生活相談センター長）、北海道社会福祉士会などの仕事をするとともに、フリーソーシャルワーカーとして災害福祉、権利擁護、人材育成など幅広く活動。  
元内閣官房地域活性化伝道師（～2014年）  
2015年3月 北海道大学公共政策大学院修了

## 池田賢太さんプロフィール

1984年、札幌生まれ。小樽商科大学卒業、北海道大学法科大学院修了。  
2011年弁護士登録。北海道合同法律事務所（札幌弁護士会）で執務。  
＜所属団体等＞ NPO法人CAN理事【児童自立援助ホーム・シーズ南平岸を運営】  
NPO法人福島の子どもたちを守る会・北海道理事【保養所かおりの郷を運営】  
一般社団法人札幌一時生活支援協議会副理事長  
全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会会員 奨学金問題対策全国会議事務局員 北海道弁護士会連合会憲法委員会・法教育協議会各委員 札幌弁護士会憲法委員会・秘密保護法対策本部・法教育委員会・法科大学院支援委員会各委員

